

○財務省告示第十一号

農林水産省告示第十一号
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項第五号の四の規定に基づき、平成十四年七月一日、農林水産省告示第二十四号(農林漁業金融公庫法第十八条第一項第五号の四の資金を指定する件)の一部を次のように改正する。
平成十九年四月一日
財務大臣 尾身 幸次
農林水産大臣 松岡 利勝

「次の資金」の下に「6から8までに掲げるものについては、沿岸漁業を営む者以外の者に対して貸し付けられるものに限る。」を加える。
5の次に次のように加える。
6 災害により被害を受けた漁業経営の再建に必要な資金

7 法令に基づく処分又は行政指導(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第六号に規定する行政指導をいう。)により経済的損失(漁業者の責めに帰すことができない事由によるものに限る。)を受けた漁業経営の維持安定に必要な資金

8 社会的又は経済的環境の変化その他の漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況(取引状況を含む。)になつてゐる場合に、漁業経営の維持安定に必要な資金
(1) 最近の決算期における漁業粗収益(法人にあっては、売上高。以下同じ。)が前期に比し十パーセント以上減少していること又は最近三月の漁業粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も漁業粗収益の減少が見込まれること。
(2) 最近の決算期における所得率(漁業所得法人にあっては、経常利益)を漁業粗収益で除したものをいう。)又は純利益額が前期に比し悪化していること。

(3) 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。
(4) 社会的な要因による一時的な水産物価格の低下又は資材等(燃料、餌料その他の漁業生産に必要なものをいう。以下同じ。)の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。

(5) 社会的な要因によって一時的に資材等の調達が困難となつたことにより漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。
(6) 取引先金融機関が行政庁から業務停止命令を受けたことその他の理由による金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来し、漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。
(7) 水産物の販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によって、水産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来すおそれがあること。
(8) 社会的な要因による一時的な水産物価格の低下又は資材等(燃料、餌料その他の漁業生産に必要なものをいう。以下同じ。)の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。

農林水産省告示第十二号
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)別表第二の第四号の規定に基づき、平成十四年七月一日、農林水産省告示第二十九号(農林漁業金融公庫法別表第二の第四号の主務大臣の指定する資金で漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第九号各号に規定する資金に該当するものを定める等の件)の一部を次のように改正する。
平成十九年四月一日
財務大臣 尾身 幸次
農林水産大臣 松岡 利勝

第一号中「次の資金」の下に「(6)から(8)までに掲げるものについては、沿岸漁業を営む者以外の者に対して貸し付けられるものに限る。」を加え、同2中(5)の次に次のように加える。
(6) 災害により被害を受けた漁業経営の再建に必要な資金
(7) 法令に基づく処分又は行政指導(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第六号に規定する行政指導をいう。)により経済的損失(漁業者の責めに帰すことができない事由によるものに限る。)を受けた漁業経営の維持安定に必要な資金

(8) 社会的又は経済的環境の変化その他の漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況(取引状況を含む。)になつてゐる場合に、漁業経営の維持安定に必要な資金
(1) 最近の決算期における漁業粗収益(法人にあっては、売上高。以下同じ。)が前期に比し十パーセント以上減少していること又は最近三月の漁業粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も漁業粗収益の減少が見込まれること。
(2) 最近の決算期における所得率(漁業所得法人にあっては、経常利益)を漁業粗収益で除したものをいう。)又は純利益額が前期に比し悪化していること。

(3) 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。
(4) 社会的な要因による一時的な水産物価格の低下又は資材等(燃料、餌料その他の漁業生産に必要なものをいう。以下同じ。)の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。

(5) 社会的な要因によって一時的に資材等の調達が困難となつたことにより漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。
(6) 取引先金融機関が行政庁から業務停止命令を受けたことその他の理由による金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来し、漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。
(7) 水産物の販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によって、水産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来すおそれがあること。
(8) 社会的な要因による一時的な水産物価格の低下又は資材等(燃料、餌料その他の漁業生産に必要なものをいう。以下同じ。)の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。

農林水産省告示第二十八号
厚生労働省告示第二十九号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第二十一條第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づき指定旧施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)の一部を次のように改正する。
平成十九年四月一日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

イ 最近の決算期における漁業粗収益(法人にあっては、売上高。以下同じ。)が前期に比し十パーセント以上減少していること又は最近三月の漁業粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も漁業粗収益の減少が見込まれること。
ロ 最近の決算期における所得率(漁業所得(法人にあっては、経常利益)を漁業粗収益で除したものをいう。)又は純利益額が前期に比し悪化していること。
ハ 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。

ニ 社会的な要因による一時的な水産物価格の低下又は資材等(燃料、餌料その他の漁業生産に必要なものをいう。以下同じ。)の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。
ト 水産物の販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によって、水産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来すおそれがあること。

ホ 社会的な要因によって一時的に資材等の調達が困難となつたことにより漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。
ヘ 取引先金融機関が行政庁から業務停止命令を受けたことその他の理由による金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来し、漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。

一 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第二十一條第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づき指定旧施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)の一部を次のように改正する。
平成十九年四月一日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第二十一條第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づき指定旧施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)の一部を次のように改正する。
平成十九年四月一日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第二十一條第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づき指定旧施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)の一部を次のように改正する。
平成十九年四月一日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第二十一條第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づき指定旧施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)の一部を次のように改正する。
平成十九年四月一日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第二十一條第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づき指定旧施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)の一部を次のように改正する。
平成十九年四月一日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第二十一條第二項及び第三十條第二項並びに附則第二十二條第四項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の一部を次のように改正する。
平成十九年四月一日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

別表第一の二の五に定めるものの範囲中「第9の1のロ」及び「第9の1のイの共同生活介護サービス費(5)を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の規定の適用を受ける利用者に限る。)(又は同ロの)」に定める。

別表第一の二の五「第17条第1項第2号」及び「第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等)をいう。及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(国法の規定による特別区民税を含む。)(同法第93条第1項第2号に掲げる所得割(同法第93条の規定により課税する所得割を除く。))の額を合算した額が10万円未満である者並びに同令第17条第1項第2号」に定める。

別表第一の二の五「算定する」の次に「ただし、平成21年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合にあっては、障害程度区分にかかわらず、イの共同生活介護サービス費(5)に掲げる単位数を算定する。」を加え、「ロ」の範囲中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改め、「ロ」の範囲中「1のロのイ」の共同生活介護サービス費(5)を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の規定の適用を受ける利用者に限る。)(又はロの)」に改め、

別表第一の二の五「状態にある者」の次に「(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の規定の適用を受ける利用者を除く。)」を加え、

別表第一の二の五「1月に6日」を「1月に8日(連続して入院又は外泊している者)にあっては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。」に改め、

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第七十条第二項及び第七十一条において準用する同法第五十八条第三項第二号の規定に基づき、障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額(平成十八年厚生労働省告示第五百二十五号)の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一号中「第二号から第四号まで」を「次号から第五号まで」に改める。

第二号を次のように改める。

二十歳以上の者のうち、被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)(であるもの) 一万四千八百八十円(食事療養標準負担額が一万四千八百八十円を下回るときは、当該食事療養標準負担額)

第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

二十歳以上の者のうち、要保護者(生活保護法第六十二条に規定する要保護者をいう。以下同じ。)(である者であつて、かつ、食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護(同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。))を必要とする状態となるものであつてこの号に定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの 零

〇厚生労働省告示第五百三十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第七十条第二項及び第七十一条において準用する同法第五十八条第三項第三号の規定に基づき、障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額(平成十八年厚生労働省告示第五百二十六号)の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加える。

第二号を次のように改める。

被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。)(一万四千八百八十円(生活療養標準負担額が一万四千八百八十円を下回るときは、当該生活療養標準負担額))

本則に次の一号を加える。

三 要保護者(生活保護法第六十二条に規定する要保護者をいう。以下同じ。)(である者であつて、かつ、生活療養標準負担額を負担することとしたならば保護(同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。))を必要とする状態となるものであつてこの号に定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの 零

〇厚生労働省告示第五百三十二号

障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第四十四条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等(平成十八年厚生労働省告示第五百三十号)の一部を次のように改正する。ただし、この告示の適用の日前に支給された介護給付費又は特別介護給付費に係る障害福祉サービス費等負担対象額(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第九十四条第一項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。)(については、なお従前の例による。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第二号中「ホまで」を「トまで」に改め、同号イ中「支給決定」の下に「(法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。))」を加え、同号ロ中「二」を「前号」に改め、同号ハの(4)の「(」から「(」までの部分中「算定される者」の下に「トに掲げる者を除く。」を加え、「(」まで」を「(」に改め、同(4)の「中」及び「(」を「ハからトまで」に改め、同(4)の(ロ)を同(4)の(ハ)とし、同(4)の「中」(三)を「(」に改め、同(4)の(ロ)を同(4)の(ハ)とし、同(4)の(ハ)の次に次のように加える。

(一) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)(附則第十八条の二の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの(三)に掲げる者を除く。)(次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者 一〇、〇八〇単位

b 区分五に該当する者 七、三〇〇単位

c 区分四に該当する者 五、七二〇単位

(二) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 二、九七〇単位

第二号ニの(4)の「(」から「(」までの部分中「算定される者」の下に「トに掲げる者を除く。」を加え、同号ホ中「に掲げる者及び」を「ハ及びトに掲げる者並びに」に改め、同号に次のように加える。

ハ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第一の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(ロからニまで及びトに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。))に限る。)(であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費又は介護給付費等単位数表の第16の1の共同生活介護サービス費を算定される者 一、七六〇単位